

「安保法制違憲訴訟」

2019年06月18日

安保法制案が閣議決定された時、また、国会で安保法制が決議された時、多くの人々が国会前に集まり、憲法違反だと声を上げた。憲法学者たちも8割から9割の人が「違憲」と表明した。安保法制は憲法に違反するという違憲訴訟が、全国の21の地裁・地裁支部で起こされている。神奈川県では、有志たちが「安保法制違憲訴訟」を起こし、現在、第9回口頭弁論が行われている。口頭弁論では、弁護士が法的な問題を意見陳述し、原告が安保法制に関する意見を率直に述べている。私も原告に加わっているが、ここ1年ほどは、病気のため参加できないでいる。

14日の「東京新聞」朝刊は、前橋地裁で13日に行われた集団「安保法制違憲訴訟」の様相を大きく伝えていた。それは、元内閣法制局長であった宮崎礼壹氏が証人尋問に立ち、「安保法制は憲法9条や政府解釈に明白に違反している」と証言したからである。元内閣法制局長という立場からの証言は重いもので、その要旨を伝えている。

宮崎元局長は、三つの点で明白に憲法に違反すると証言している。1) 憲法9条に反する。国民の生命、財産が根底から覆される事態のとき、火の粉を払うための必要最小限の武力を行使することが自衛隊に認められており、その目的においてのみ、自衛隊の存在を合憲とされている。国際紛争を解決するための武力行使をすれば、9条2項の「戦力を保持しない。国の交戦権を認めない」に違反する。2) 長年の政府の解釈と国会の議論に反する。1972年、参議院に提出した政府見解では、憲法9条の下では、集団的自衛権は行使できないとしている。政府が確立した考え方で、国会でもそう捉えられてきた。政府は一貫して、そう解釈し、歴代の総理大臣もそのように答弁してきた。3) 「武力行使の新3要件」が極めて曖昧で混乱を招く。新3要件とは、「① 我が国、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、② 我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③ 必要最小限度の実力行使にとどまること」の3要件である。この新3条件が満たされた場合、自衛隊は集団的自衛権を行使できるとしている。宮崎元局長は、同盟国に対する武力攻撃が発生したかどうかは判断が難しい。重大な混乱を招き、かえって、我が国を脅かす事態になりかねない。9条の求めるものに反すると証言している。

更に、次のようにも語っている。「集団的自衛権は冷戦の下で生まれた、歴史における妥協の産物で、ベトナム戦争などで、集団的自衛権の行使はかえって戦争を提供してきた。日本は第二次世界大戦で加害者の立場に立ち、憲法9条を持った。集団的自衛権の行使をなくし、(国連)安全保障理事会中心の集団安全保障の道に行くべきだ。」確かに韓国などは、集団的自衛権の下でベトナム戦争に参戦させられ、大きな犠牲を負わされた。また、戦争加害者の立場から、平和憲法を作ったという視点は何より大切であると思う。

武蔵野美術大学の志田洋子教授(憲法学)は下記のように語っている。「安保法は、戦争の記憶を持つ原告らの人格権を侵害している。国民投票の機会がないまま同法が制定された経緯は、主権者としての立場をないがしろにした承服し得ない状況といえる。」

札幌地裁での「安保法制違憲訴訟」は原告が敗訴し、札幌高裁に控訴している。多くの人々が安保法制を憲法違反と信じていても、裁判所は憲法の理念ではなく、政府・行政寄りの立場に立っているようだ。違憲訴訟を国民的な運動に広げ、平和憲法を守りたい。